



平成30年9月21日  
土地・建設産業局建設業課

## 11月は「建設業取引適正化推進月間」です ～みんなで守る適正取引～

国土交通省及び都道府県では、毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」と定め、この期間に建設業法に関する講習会の開催等、集中的に法令遵守に関する活動を実施いたします。

国土交通省及び都道府県では、建設業における取引の適正化に関して、建設業法の厳正かつ適正な運用等を通じ、その推進を図ってきたところです。

特に、毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」と定め、建設業の取引適正化に関して、集中的に法令遵守に関する活動を行っており、本年度は以下のとおり実施いたします。

### 1. 実施期間

平成30年11月1日～30日

### 2. 主催

国土交通省、都道府県

### 3. 協賛

公益財団法人 建設業適正取引推進機構

### 4. 主な実施内容

(1) 建設業者等を対象とした講習会の開催

(2) 立入検査等の実施

詳細については、別添資料及び国土交通省HP

([http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk1\\_000027.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000027.html)) をご覧ください。

(問い合わせ先)

国土交通省土地・建設産業局建設業課

茂原、征矢

TEL : (03)5253-8111 (代表) (内線 24715、24718)

(03)5253-8362 (直通)

FAX : (03)5253-1553

(別添)

## 平成30年度「建設業取引適正化推進月間」実施要領

建設業取引の適正化については、従来より建設業法の厳正な運用と不正行為の未然防止を図るとともに、建設業法令遵守ガイドラインの周知等を通じ、その推進を図ってきたところである。

しかしながら、依然として元請負人から下請負人への違法・不当なしわ寄せ等について指摘があることから、建設業取引の適正化をより一層推進し、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることが必要である。

このため、毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」（以下「月間」という。）とし、この期間に建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動を集中的に行っているところであり、平成30年度については、下記により実施することとする。

### 記

#### 1. 期間

平成30年11月1日～30日

#### 2. 主催

国土交通省及び都道府県

#### 3. 協賛

公益財団法人建設業適正取引推進機構

#### 4. 主な取組み

##### (1) 建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動

月間は、建設業者等に対して建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動を行う重要な機会であるため、次に掲げる方法等により、その実施について幅広く周知する。

- ① 地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）、都道府県及び建設業関係団体への通知文発出
- ② 専門紙、雑誌、インターネット等を通じた広報
- ③ 地方整備局、都道府県及び建設業関係団体のホームページ等を活用した広報
- ④ 国土交通本省、地方整備局、都道府県及び建設業関係団体の施設におけるポスターの掲示

## (2) 講習会

### ① 講習会の開催

建設業取引の適正化をより一層推進するため、建設業者等を対象として、建設業取引の適正化に関する講習会を、月間内を中心に開催する。

### ② 留意事項等

建設業取引の適正化を推進するため、建設業法、建設業法令遵守ガイドライン及び下請取引の改善に向けた通知、建設業フォローアップ相談ダイヤル、駆け込みホットライン及び建設業取引適正化センター等の各種相談窓口等について周知する。

## (3) 立入検査

月間内は、地方整備局又は都道府県が常時行う立入検査を重点的に実施するとともに、必要に応じ、地方整備局及び都道府県による合同での立入検査として実施する。なお、立入検査の結果、法令違反や不適切な行為が見受けられた場合は、必要に応じて指導・監督を行う。

また、立入検査（合同立入検査を含む。）を実施する際は、各種相談窓口についての周知も併せて行うこととする。

## (4) その他

上記のほか、地方整備局及び都道府県は、建設業取引の適正化の確保に向け、自主的な取組の実施に努める。